

議案第 88 号

墨田区子育て支援総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子育て支援総合センター条例の一部を改正する条例

墨田区子育て支援総合センター条例（平成 18 年墨田区条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「在宅での子育てを支援する拠点施設」を「子ども及び家庭に係る総合的な支援を行う拠点」に、「子育て支援サービスの提供・調整、総合相談等の総合的な子育て支援事業」を「子どもとその家庭の支援に係る総合相談、サービスの調整及び提供等」に、「子育てが」を「子どもを産み育てることが」に、「東京都墨田区京島一丁目 35 番 9-103 号」を「東京都墨田区横川五丁目 7 番 4 号」に改める。

第 2 条第 1 号中「在宅子育て支援サービス」を「子どもとその家庭の支援に係る総合相談」に改め、同条第 2 号中「子育てに係る総合相談」を「子どもとその家庭の支援に係るサービスの調整及び提供」に改め、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「通報」を「に係る通告」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 児童虐待の未然防止に関すること。

第 2 条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 2 項に規定することも家庭センターの業務に関すること。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) 相談室

第 3 条に次の 4 号を加える。

(4) 心理室

- (5) 面接室
- (6) プレイルーム
- (7) 家族療法室

第4条を次のように改める。

(利用することができる者の範囲等)

第4条 前条第1号に掲げる施設を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する18歳未満の者及びその保護者
- (2) 区内で子育てを行おうとする者
- (3) 区内で子育て支援活動又は子育て支援ボランティア活動を行っている者又は行おうとする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認めるもの

2 前条第2号から第7号までに掲げる施設を利用することができるものは、前項第1号、第2号又は第4号に掲げるもののうち、区が実施する事業に参加するものとする。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

第10条中「規則」を「墨田区規則」に改め、同条を第6条とする。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、墨田区子育て支援総合センターの位置を改めるとともに、同センターを子ども及び家庭に係る総合的な支援を行う拠点として位置付けるほか、所要の改正をする必要がある。